

丹波市支援制度の内容をお知らせします

5月14日の丹波市臨時議会において、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算が可決されました。主な支援制度の内容についてお知らせします。申請期限・申請方法が異なりますので、確認の上ご利用ください。

便乗詐欺に要注意!

特別定額給付金の給付などを装った不審な電話やメールが確認されています。不審に思ったら、消費生活センター(☎82-0996)に相談ください。

最新の情報、詳細情報などは、市のホームページを確認してください。

丹波市



給付(もらえる)

個人・世帯への生活支援

【記号の意味】㊦：申請先。必要書類を提出してください。㊦：問い合わせ先

対象者：すべての市民

① 特別定額給付金(1人10万円)

㊦㊦ 暮らしの安全課(本庁第2庁舎内) ☎88-5226

- 対象者 / 令和2年4月27日時点で、丹波市に住民登録がある人
- 申請できる人 / 給付対象者の属する世帯の世帯主
- 給付額 / 1人10万円
- 申請方法 / 郵送またはオンライン申請(世帯主による一括申請)

(1) 郵送の場合

丹波市から世帯主宛に郵送された申請書に①申請日②署名(記名または押印)③電話番号④振込先口座を記入し、申請書の裏面に本人確認書類

の写しと振込先口座の確認書類を添付して、返信用封筒(切手不要)に入れて丹波市へ郵送

(2) オンライン申請の場合

マイナンバーカードを持っている世帯主は、「マイナポータル」にアクセスし、申請内容を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして申請

■申請期限 / 8月18日(火)

総務省(特別定額給付金ポータルサイト)

※オンライン申請はこちらから →



丹波市(特別定額給付金ページ)

※丹波市からののお知らせはこちら →



対象者：子育て世帯

② 臨時特別給付金(児童手当の対象児童1人1万円)

㊦㊦ 自立支援課(本庁第2庁舎内) ☎88-5271

■対象者 / 児童手当の受給者※特例給付受給者は対象外

■給付額 / 児童1人1万円

■そのほか / 申請不要。該当者には6月1日までに案内通知を送付します。※公務員は申請が必要です。申請書は各職場から配布予定。

対象者：休業等による収入減少で住まいを失うおそれのある人

③ 住居確保給付金(原則3カ月の家賃補助)

㊦㊦ 自立支援課(本庁第2庁舎内) ☎88-5272

■対象者 / 休業等による収入減少で住まいを失うおそれがあり、資産・収入等に関する要件を満たしている人

■支給額 / 単身世帯:月32,300円 複数世帯:月42,000円

対象者：感染した人・感染が疑われる人

④ 傷病手当金(給与日額の3分の2)

㊦㊦ 市民課(本庁舎内) ☎82-6690

■対象者 / 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者等の被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した人、または感染が疑われる人

■給付額 / 給与日額の3分の2

対象者：収入が減って生活資金が必要

⑤ 緊急小口資金 ㊦ 社会福祉協議会

■対象者 / 新型コロナウイルス感染症による休業等で収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付が必要な世帯

■貸付額 / 10万円以内※特別の要件に該当する場合は20万円以内

■申請方法 / 地域の社会福祉協議会各支所に必要書類を提出

㊦㊦ 社会福祉協議会 氷上支所☎82-4613 青垣支所☎87-0084 柏原支所☎72-1236 山南支所☎77-2359 春日支所☎74-0477 市島支所☎85-0517

⑥ 総合支援資金 ㊦ 社会福祉協議会

■対象者 / 新型コロナウイルス感染症による収入の減少や失業等により、生活の維持が困難な世帯

■貸付額 / 世帯人数2人以上:月額20万円以内 単身:月額15万円以内

■申請方法 / 地域の社会福祉協議会各支所に必要書類を提出

対象者：市税(国民健康保険税など)・保険料・公共料金などの支払いが困難

⑦ 税支払いの猶予・減免

㊦㊦ 税務課(本庁舎内) ☎82-2003

■対象 / 令和2年2月1日~令和3年1月31日までに納期限が到来する市税

■申請期限 / 6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日

⑧ 保険料支払いの猶予

㊦㊦ (1) 介護保険課(本庁第2庁舎内) ☎88-5266

(2) 市民課(本庁舎内) ☎82-6690

■対象 / (1) 介護保険料、(2) 後期高齢者医療保険料

■猶予期間 / 最大6カ月間

⑨ 上下水道料金支払いの猶予

㊦㊦ 上下水道お客様センター(春日庁舎内) ☎88-5107

■猶予期間 / 令和2年5月・6月請求分を最大3カ月間

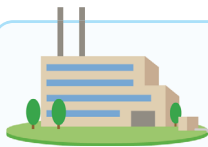
⑩ 市営住宅家賃支払いの猶予・減免

㊦㊦ 都市住宅課(春日庁舎内) ☎74-2364

■猶予・減免期間 / 個別に相談に応じます

貸付(かりる)

猶予・減免



事業者の事業継続支援

【記号の意味】☎：申請先。必要書類を提出してください。☎：問い合わせ先

給付

対象：売上が半減した事業者

① 持続化給付金（中小企業上限 200 万円、個人事業上限 100 万円）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 売上が前年同月比で 50%以上減少した事業者など
 - 給付額 / 上限：法人 200 万円、個人事業主 100 万円
- 詳しくは、中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ 0120 - 115 - 570 に問い合わせてください。

対象：休業要請等で売上が半減した事業者

② 経営継続支援金（中小企業上限 100 万円、個人事業上限 50 万円）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 県の休業要請に応じた事業者。県内に事業所があり、4 月または 5 月の売上が前年同月比で 50%以上減少などの要件あり
 - 給付額 / 上限：中小企業 100 万円、個人事業主 50 万円
- 詳しくは、経営継続支援金相談ダイヤル ☎ 078 - 361 - 2281 に問い合わせてください。

対象：売上が 20%以上減少した事業者

③ 事業継続応援金（中小企業・個人事業に 10 万円）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 4 月または 5 月の売上が前年同月比 20%以上減少した事業者。その他の要件あり。
- 給付額 / 10 万円

④ 店舗等家賃補助（上限 10 万円× 2 カ月分）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 4 月または 5 月の売上が前年同月比 20%以上減少した事業所。その他の要件あり。
- 補助額 / 2 月～5 月に支払った事業用店舗等の家賃※上限 10 万円× 2 カ月分

対象：雇用調整助成金を申請した事業者

⑤ 雇用調整助成金申請支援（上限 10 万円）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 4 月 1 日～6 月 30 日までの間に休業を実施し、雇用調整助成金の申請を行った事業者
- 補助額 / 社会保険労務士等に雇用調整助成金の申請を委託した費用※上限 10 万円

対象：従業員に休業手当を払った事業者

⑥ 雇用調整助成金

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 従業員を解雇せず、雇用を維持する事業者
 - 補助額 / 休業手当等に要した費用の一部
- 詳しくは、兵庫労働局（☎ 078 - 221 - 5440）またはハローワーク 柏原（☎ 72 - 1070）に問い合わせてください。

保証料補助

対象：事業継続のため資金が必要な事業者

⑦ 新型コロナウイルス対策中小企業信用保証料補助（上限 50 万円）

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 対象者 / 令和 2 年 3 月 2 日～6 月 1 日までの間に、セーフティネット保証 4 号・5 号または危機関連保証の認定を受け、認定後一定期間内に金融機関から借入を受け、信用保証協会に信用保証料を支払った事業者※市税の滞納がない事業者に限る
- 補助額 / 信用保証料の全額※上限 50 万円

⑧ 農業者経営改善資金の保証料補助（全額）

☎ 農業振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

- 対象者 / 資金借入れの際に、農業信用基金協会に保証料を支払った農業者・農業者団体※市税の滞納がない者に限る
- 補助額 / 保証料の全額



地域経済循環

市内の飲食店を応援！

⑨ まちの飲食店応援プロジェクト

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 内容 / 対象店舗で持ち帰り商品を 2,000 円分以上購入し、異なる店舗のレシートを 3 枚集めた人に、たんば共通商品券 3,000 円分を贈呈。詳しくは、5 月 27 日新聞折込予定のチラシを確認ください。
- 対象店舗 / 市内の飲食店 ※フランチャイズ加盟店は除く。
- 対象者 / 市内在住・在勤者
- 実施期間 / 5 月 27 日（水）～8 月 31 日（月）

市内の個人消費喚起

⑩ プレミアム商品券の発行

☎ 新産業創造課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

- 内容 / 個人消費を喚起し、地域経済を活性化するため、1 セット（5,000 円分）のプレミアム商品券を 4,000 円で販売。
- ※ 1 世帯最大 5 セットまで購入可能
- 対象者 / 市民
- 販売時期 / 令和 2 年 10 月以降 ※予定

新型コロナウイルスに関する相談窓口

予防・医療・検査について

兵庫 24 時間対応コールセンター		丹波健康福祉事務所
☎ 078 - 362 - 9980 ☎ 078 - 362 - 9874		☎ 73 - 3765 ※平日午前 9 時～午後 5 時 30 分
生活の困りごと相談 福祉まるごと相談窓口	児童生徒についての相談 教育総務課	事業者・就労についての相談 新産業創造課
☎ 0800 - 200 - 3393 ※フリーダイヤル 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	☎ 70 - 0810 ※平日午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	☎ 74 - 1464 ※平日午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分

人権に配慮した行動をとりましょう

世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、不安が広がる中、感染者、濃厚接触者、医療・福祉従事者やその家族に対する誹謗中傷、SNS への心ない書き込みなどが全国的に発生しています。差別や偏見が広がれば、病院の受診をためらったり、感染経路の特定が難しくなるなど、更なる感染拡大にもつながります。不当な差別、偏見、いじめ等の人権侵害につながることを避け、正しい情報を把握し、お互いに思いやりを持って、冷静な行動を心がけましょう。



☎ 人権啓発センター（氷上勤労青少年ホーム内） ☎ 82 - 0242